

令和3年4月から主任（監理）技術者に求める資格について（お知らせ）

本市では、技術者の能力を評価する項目として、「主任（監理）技術者の資格」を設定していますが、令和3年4月より、本評価項目における評価基準を改定しましたのでお知らせします。

1 評価基準の改定

「主任（監理）技術者の資格」の評価基準については、表－1 のとおりです。

表－1 「主任（監理）技術者の資格」の評価基準

令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から
建設業法第7条の二の八に該当する資格のうち、当該工種に係る1級国家資格又は技術士の資格	発注者が指定する資格

2 発注者が指定する資格

発注者が指定する資格は、表－2 のとおりとし、工事の規模や内容に応じて設定することとし、各工事における入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に明示します。

なお、指定する資格を追加する場合は、随時お知らせします。

表－2 指定する資格一覧

区分	工事種別	発注者が指定する資格
全般	コンクリートの打設量が多い工事	コンクリート主任技士
道路工事	橋梁・トンネル補修工事	コンクリート診断士
下水道工事	管更生工事	下水道管路更生管理技士
		下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）
	推進工事	下水道管きょ更生施工管理技士
	推進工事	推進工事技士

3 適用時期

令和3年4月1日より入札公告を行う工事から適用しています。

（「下水道管きょ更生施工管理技士」については、令和3年6月1日より入札公告を行う工事から適用します。）